

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

この計画においては、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に掲げる、子ども・子育て支援に関する意義や子どもの育ちに関する理念を踏まえ、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、子どもの視点にたち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとするため、また、一人ひとりの子どもの健やかな成長を保証するために、地域社会全体で子ども・子育て家庭を支える取り組みを推進していくこととします。

計画の基本理念は、子ども子育て会議において検討し、子ども・子育て支援法の目的や基本理念等を踏まえながらも、次世代育成支援行動計画の理念を踏襲することとしました。

子どもと親と地域が共に育ち合うまち伯耆町

～子どもから大人へ 大人から子どもへ

笑顔循環型社会を目指して～

なお、この基本理念には、子どもたちが伯耆町に生まれて育ってよかったと感じ、大人になっても住み続けたいと思えるような町にしたいという願いが込められています。

2. 計画の基本目標

計画の基本理念を達成するために、以下に掲げる4つの基本目標を掲げ、総合的に子ども・子育て支援施策を推進して行くこととします。

(1) 幼児期の教育・保育の充実

子ども・子育て支援新制度に基づき、子育て家庭のニーズに応じて幼児期の教育・保育を一体的に提供できる環境整備を進めます。

また、教育・保育の量の確保に努めるとともに、子どもたちがさまざまな力を身に付けながら成長できるよう、質の高い教育・保育を保障します。

(2) 地域における子育て支援の充実

地域の実情に応じた子育て支援の充実を図ります。

また、子どもの育ちを地域全体で支援していくため、子育てに関する意識を高めるとともに、地域における子育て支援の仕組みづくりを進めます。

さらに、保護者が気軽に悩みを相談する場所をつくるためにも、子育て支援セン

ターを中心に、親子、地域住民が気軽に参加し交流できる環境づくりを進めます。

(3) 子どもと子育て家庭への支援の充実

ひとり親家庭や障がいのある子どもなど、特別な支援が必要な子育て家庭への支援を充実するとともに、児童虐待等の深刻な課題を抱える家庭を支援し、子どもの権利を守るための取り組みを進めます。

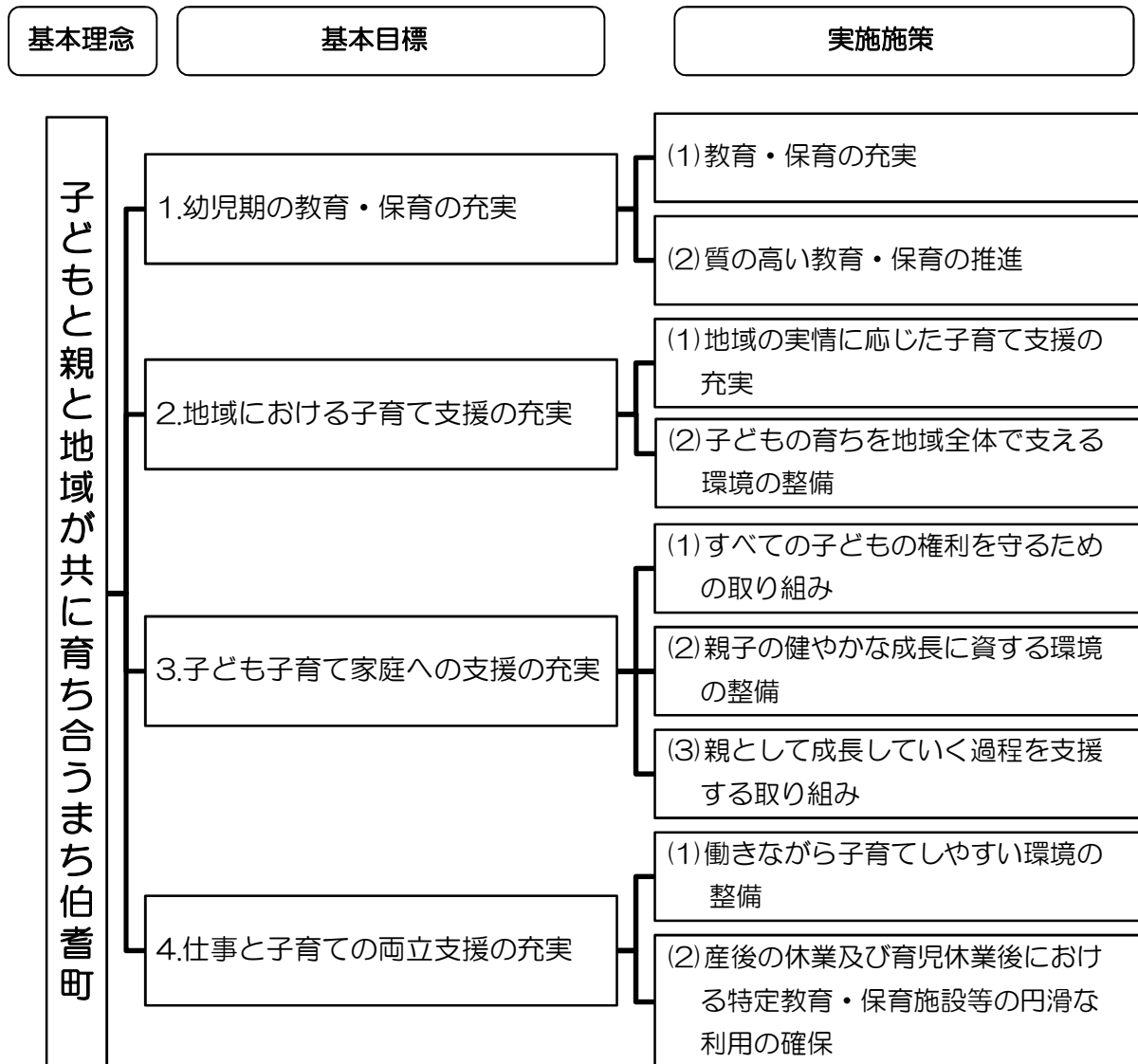
また、すべての子育て家庭を対象に、子育ての第一義的な責任は保護者にあるという基本的認識の下に、子育てを通じて親として成長していく過程を支援するとともに、特にその後の成長発達に大きな影響を及ぼすといわれている乳児の愛着形成を図ることを目的とした取り組みを行っていきます。

(4) 仕事と子育ての両立支援の充実

女性の社会進出が増加するとともに、人々の働き方も多様化しています。

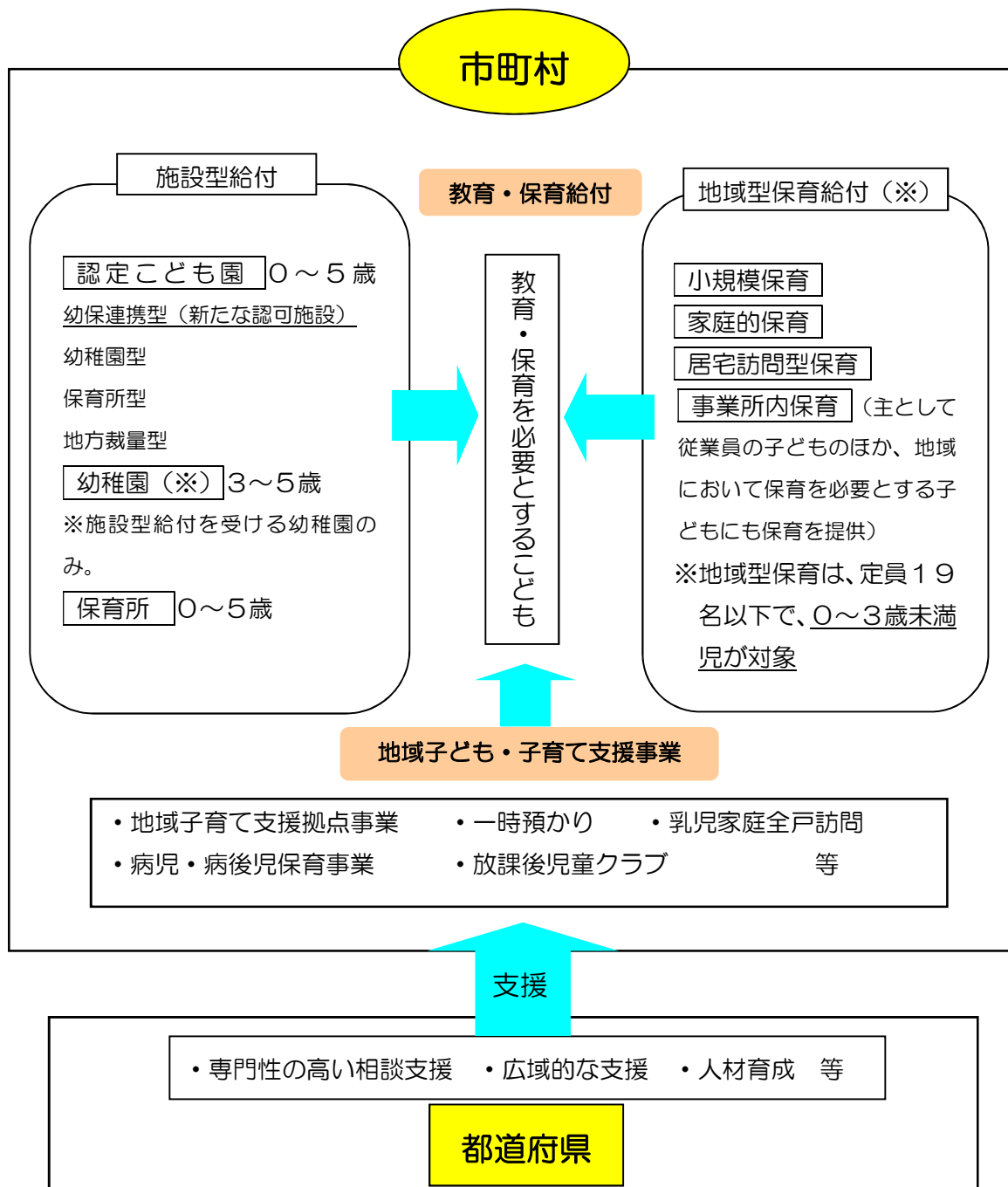
事業主の理解と協力のもと、職場における仕事と子育てが両立できる環境の改善、整備を図り、男女がともに協力して子育てができるよう、親の子育て力の向上や子育ての参加促進を図るとともに、働きながら子育てしやすい環境づくりを進めます。

3. 施策の体系



4. 子ども・子育て支援法に係る体系

【図1：子ども・子育て支援法の体系図】



【図2：子ども・子育て支援法に規定する事業】

認定区分		認定要件	提供施設
教育・保育給付	1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの	幼稚園 認定こども園
	2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の就労又は疾病等により家庭で必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園
	3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の就労又は疾病等により家庭で必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園 地域型保育事業

事業名		事業内容
地域子ども・子育て支援事業	①利用者支援事業	子どもやその保護者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、子育て支援情報の提供、相談・助言等を行うとともに、関係機関と連絡調整を行います。
	②延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施します。
	③放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に学校の空き教室等を利用して適切な遊びや生活の場を与えます。
	④子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。
	⑤乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの児童のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。
	⑥養育支援訪問事業 その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。 要保護児童対策地域協議会の調整関係職員やネットワーク構成員の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施します。
	⑦地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育ての相談、情報提供、助言その他の援助を行います。
	⑧一時預かり事業	家庭において保育を受けることが、一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行います。
	⑨病児・病後児保育事業	病児・病後児について、病院等に併設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。
	⑩ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者と相互援助活動に関する連絡、調整を行います。
	⑪妊婦健診事業	妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導とともに、妊娠期間中の適時必要に応じた医学的検査を実施します。
	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯の所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。
	⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	新たに事業に参入しようとする施設や事業者が安定的かつ継続的に事業を運営し、ニーズに即した保育等を円滑に実施できるよう、実地支援、相談・助言、連携施設のあっせん等を行います。

第4章 子ども・子育て支援施策の推進

1. 施策の展開

本町では、子育てをめぐるさまざまな課題を解決するため、子ども・子育て支援法に規定する地域子ども・子育て支援事業とともに、「伯耆町次世代育成支援後期行動計画」に定められた取り組みを継続・実施していきます。

(基本目標 1) 幼児期の教育・保育の充実

(1) 教育・保育の充実

共働き家庭の増加や保護者の働き方、又保育ニーズの多様化に対応するため、以下の取り組みを実施します。

【主な施策・事業】

施策・事業	概 要
通常保育事業	保育に欠ける乳幼児を対象に、保育所等における保育を実施します。
延長保育事業	保護者の就労を支援するため、通常保育時間を延長して保育を実施します。
乳児保育事業	0歳児（生後3ヶ月以降）の保育を実施することによって、保護者の就労の支援、児童の健全育成を図ります。
一時保育事業	保護者の断続的な就労、冠婚葬祭、病気やケガ、リフレッシュ等の理由によって家庭で児童の保育ができない場合に、児童を保育所において一時的に預かります。
休日保育事業	多様化する保育需要に対応するため、保育に欠ける乳幼児の休日の保育を実施します。
障がい児保育事業	障がいのある子どもの地域生活を支援するために、集団保育を通じて発達の促進と家庭への支援を行います。
病児・病後児保育事業	集団保育が困難な病気の回復期にある児童を、一時的に預かることによって、保護者の就労支援と児童の健全育成を図ります。
放課後児童クラブ	保護者が就労等により、昼間家にいない家庭の小学生の健全育成を図るため、平日の学校終了後、土曜日、長期休業中（春、夏、冬）の児童の居場所を確保します。
認定こども園	保護者の就労状況にかかわらず、より身近な施設で、子どもたちが質の高い幼児期の学校教育・保育を一体的に享受できる環境の整備を図ります。

(2) 質の高い教育・保育の推進

子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育を推進していくため、家庭や地域と連携を図りながら以下の取り組みを実施します。

【主な施策・事業】

施策・事業	概 要
幼児教育と学校教育の円滑な接続	保育所と小学校、中学校の連携により、連続性のある保育・教育ができるよう努めます。

確かな学力の育成の取り組み	学ぶことの喜びを感じながら、基礎的・基本的な知識や技能、学ぶ意欲や態度など確かな学力を身につけることができるようきめ細かな学習指導に努めます。
信頼される学校づくり	学校の運営状況の公表等により、教育課題に関して、地域や保護者の共通理解を図り、信頼される学校づくりを進めます。
家庭教育支援チームによる相談、支援	子育て家庭が悩みを抱えて孤立してしまうことのないよう、子育てや家庭教育に関する相談に乗ったり、基本的生活習慣の育成などに関する学習機会や地域情報の情報提供などを行います。必要に応じて学校や地域、教育委員会や福祉関係機関と連携しながら、子育てや家庭教育をサポートします。
多様な体験活動の充実	異年齢の交流、自然体験などを通じて、心豊かな人間性と逞しく生きる力を育てるため、地域の人たちとの交流機会の充実に努めます。
保育の質の向上	多様かつ質の高いサービスの提供に向けて、保育所や保育士の自己評価の実施と公表に取り組んでいくとともに、第三者評価の取り組みを検討します。また、保護者からの信頼を得るために、研修会への参加などを通して、職員の資質向上に努めます。
保育所・小学校の交流学習	様々な交流や縦のつながりの強化によって、小学校への進学の際の「ギャップ」を解消し、小学校への滑らかな接続を図ります。
保育士と教員の合同研修	一人ひとりの子どもに関する情報や、保・小・中の目標・方針の共有によって、効果的な教育を行うとともに、保護者の相談に対応できる体制の構築、職員の資質向上に努めます。

（基本目標 2）地域における子育て支援の充実

（1）地域の実情に応じた子育て支援の充実

地域における様々な子育て支援の充実や子育て中の保護者の孤立を防止するため、以下の取り組みを実施します。

【主な施策・事業】

事業・施策	概 要
地域子育て支援センター	総合的な子育て支援の拠点施設で、子育てに関する情報提供、相談、指導、交流事業、子育てサークルの育成などの事業を実施します。また、保護者からの子育て相談等に適切に対応できるよう、職員の資質向上を図るとともに、子どもの健全な育成と子育て家庭の支援を行うため、関係する機関等と連携を図ります。
病児・病後児保育事業（再掲）	集団保育が困難な病気の回復期にある児童を、一時的に預かることによって、保護者の就労支援と児童の健全育成を図ります。
子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者が病気などによって児童を家庭で養育できない場合に、児童養護施設等において短期間子どもを保護します。
子育て相談	乳幼児健診時、地域子育て支援センター、役場窓口、教育支援センターにおいて子育て等に関する相談を行います。
育児学級	0 歳～就学前の乳幼児とその保護者を対象に、乳幼児の健康や、育児についての講演・実技指導を実施します。

ファミリー・サポート・センター事業	子育て家庭の仕事と家庭の両立を支援するため、子育ての支援を受けたい人と、支援を行いたい人をコーディネートする体制の整備を検討します。
育児サークルの支援	地域の子どもや保護者の交流促進を図るため、育児サークルの活動を支援します。
放課後児童クラブ（再掲）	保護者が就労等のため、昼間家にいない家庭の小学生の健全育成を図るため、平日の学校終了後、土曜日、長期休業中（春、夏、冬）の児童の居場所を確保します。
放課後子ども教室	地域社会の中で、放課後に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、効果的な実施方法の検討を行うとともに、教育、福祉など関係する部署が連携を図りながら、推進体制の整備に努めます。
子育て交流会	関係機関と連携し、地域の子どもや保護者の交流促進を図ります。また、父親の子育て参加を促進するため、交流会を休日を実施します。
利用者支援事業	子どもやその保護者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、子育て支援情報の提供、相談・助言等を行うとともに、関係機関と連絡調整を行います。

（２）子どもの育ちを地域全体で支える環境の整備

子育ては次代の担い手を育成するという視点にたち、地域全体で子育て家庭を支援する力を高めていくため、また、子どもの健やかな成長と安心して子育てできる地域社会の実現のため、以下の取り組みを実施します。

①地域ぐるみで子どもを大切に作る環境づくり

【主な施策・事業】

施策・事業	概 要
子ども会等の活動の充実	身近な地域で、社会性を身につける機会を作るため、子ども会等の活動の充実に努めます。
育児サークルの支援（再掲）	地域の子どもや保護者の交流促進を図るため、育児サークルの活動を支援します。
子育て支援ネットワークの形成	地域における子育て支援のため、子育てに関する関係機関や各種団体の連携を深めるネットワークを構築し、子育て支援事業の自主的な推進を図ります。
青少年健全育成伯耆町民会議の活動の推進	学校外活動の支援や活動を支える人材の育成に努め、地域ぐるみで子どもたちの健全育成を推進します。
民生児童委員・主任児童委員の活動	民生児童委員、主任児童委員との連携を図りながら、身近な子育ての相談や情報提供、見守りを行います。
公民館事業	様々な体験を通じた学習の場を提供するとともに、安心して利用できる環境の整備に努めます。
図書館事業	子どもが読書に親しみ、読書を習慣として身につける環境の充実に努めます。
多様な体験活動の充実（再掲）	異年齢の交流、自然体験などの活動を通じて、心豊かな人間性とたくましく生きる力を育てるとともに、地域の人たちとの交流機会の充実に努めます。

放課後児童クラブ (再掲)	保護者が就労等により、昼間家にいない家庭の小学生の健全育成を図るため、平日の学校終了後、土曜日、長期休業中(春、夏、冬)の児童の居場所を確保します。
放課後子ども教室 (再掲)	地域社会の中で、放課後に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、効果的な実施方法の検討を行うとともに、教育、福祉など関係する部署が連携を図りながら、推進体制の整備に努めます。

②家庭や地域の教育力の向上

「家庭教育は全ての教育の原点」との認識のもと、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たしながら連携・協力して、社会全体で子どもの育ちを支えあう環境づくりを進めるため、以下の取り組みを実施します。

【主な施策・事業】

施策・事業	概 要
地域子育て支援センター(再掲)	総合的な子育て支援の拠点施設で、子育てに関する情報提供、相談、指導、交流事業、子育てサークルの育成などの事業を実施します。また、保護者からの子育て相談等に適切に対応できるよう、職員の資質向上を図るとともに、子どもの健全な育成と子育て家庭の支援を行うため、関係する機関等と連携を図ります。
世代間交流事業	高齢者の特技や知識を伝える機会を通して、地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりを進めます。
子ども会等の活動の充実(再掲)	身近な地域で、社会性を身につける機会を作るため、子ども会等の活動の充実に努めます。
多様な体験活動の充実(再掲)	異年齢の交流、自然体験などを通じて、心豊かな人間性とたくましく生きる力を育てるため、地域の人たちとの交流機会の充実に努めます。
学校支援地域本部の活動の推進	学校、家庭、地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚し、地域全体で教育に取り組む体制をつくり、地域の教育力の向上を図ります。
ブックスタート事業	赤ちゃんの心と言葉を育むため、全ての親に対し絵本を介して優しいひと時を持つことを応援します。
ブックセカンド事業	ブックスタートのフォローアップとして、心と身体が成長し、興味・関心が広がってきた3歳児を対象に、絵本に出会う機会づくりと家庭での読書に結びつくよう支援します。
家庭教育支援チームによる相談、支援(再掲)	子育て家庭が悩みを抱えて孤立してしまうことのないよう、子育てや家庭教育に関する相談に乗ったり、基本的生活習慣の育成などに関する学習機会や地域情報の情報提供などを行います。必要に応じて学校や地域、教育委員会や福祉関係機関と連携しながら、子育てや家庭教育をサポートします。
教育支援センター「えがお」による相談、支援	不登校やいじめ、友人関係、子育ての悩みなどの相談や不登校、不登校傾向にある児童生徒の学習やスポーツ活動などの支援を行います。

③子育てに配慮したまちづくり

妊婦や子育て中の保護者をはじめ、全ての人に配慮したまちづくりを進めていくため、また、身近な場所で安心して遊ぶことのできる環境を確保していくため、以

下の取り組みを実施します。

【主な施策・事業】

施策・事業	概 要
子どもの遊び場の確保	公共施設の有効利用など、子どもたちが身近な地域で、安心して自由に遊べる場所の確保に努めます。
公共施設のバリアフリー化	公共施設等の新築、改築、改修や歩行空間については、順次整備するよう努めます。
街灯の設置の推進	夜間等の犯罪防止と通行者の安全確保を図るため、街灯の設置に対する助成を行います。
公民館事業（再掲）	様々な体験を通じた学習の場を提供するとともに、安心して利用できる環境の整備に努めます。
図書館事業（再掲）	子どもが読書に親しみ、読書を習慣として身につける環境の充実に努めます。
子育て情報の発信	子育て中の親が必要とする公共施設や相談、各種事業などをとりまとめた冊子を作成し、配布し情報不足による育児不安の解消を図ります。

④子どもの安全の確保や犯罪の被害から守るための活動の推進

子どもに関する交通事故防止の取り組みや子どもを犯罪から守る取り組みを進めるため、家庭、地域などが連携しながら以下の取り組みを実施します。

【主な施策・事業】

施策・事業	概 要
街灯の設置の推進（再掲）	夜間等の犯罪防止と通行者の安全を確保するため、街灯の設置に対する助成を行います。
交通安全教育の推進	保育所、学校等で継続的な交通安全教育の実施により、交通事故の防止に対する意識の醸成を図ります。
チャイルドシート、自転車用ヘルメットの着用促進	チャイルドシート着用の徹底を図るため、保護者への働きかけを行うとともに、交通安全教育の実施により自転車用ヘルメットの着用促進に努めます。
チャイルドシート貸出事業	乳幼児の安全の確保、子育て家庭の負担を軽減するため、6歳未満の児童用チャイルドシートを貸し出しします。
防犯パトロール	保護者、地域が連携して子どもたちを、犯罪の被害から守るための取り組みを推進します。
子どもの遊び場の確保（再掲）	公共施設の有効利用など、子どもたちが身近な地域で、安心して自由に遊べる場所の確保に努めます。
情報モラル教育の推進	情報社会における的確な判断力を養うことができるよう、学校等において、携帯電話やインターネットの安全な使い方などについての情報モラル教育の推進に努めます。
防犯等に関する情報の提供・啓発	警察等との連携により、防犯に関する情報の提供を行うとともに、情報の共有化を図ります。
学校安全体制の整備	スクールガードを配置し、通学路のパトロールや学校安全ボランティアへの指導を行うなど、地域と連携した犯罪予防機能の強化に努めます。

⑤被害に遭った子どもへの支援

犯罪、いじめ・虐待等の被害に遭った児童生徒の心のケアや保護者への相談・助言などを行っていくため、要保護児童対策地域協議会や学校などの関係機関と連携を取りながら、問題解消に向けた以下の取り組みを実施します。

【主な施策・事業】

施策・事業	概 要
要保護児童対策地域協議会ネットワーク	要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用し、児童虐待の防止、早期発見、早期対応に努めます。
教育支援センター「えがお」による相談、支援（再掲）	不登校やいじめ、友人関係、子育ての悩みなどの相談や不登校、不登校傾向にある児童生徒の学習やスポーツ活動などの支援を行います。

（基本目標 3）子ども子育て家庭への支援の充実

すべての子どもの権利を守るための取り組みを進めます。

また、子育てを通じて親として成長していく過程の支援とともに、乳児の愛着形成を図ることを目的とした取り組みを実施します。

（1）すべての子どもの権利を守るための取り組み

①ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立した生活と、子どもとともに健全な生活を営むことができるよう、以下の取り組みを実施します。

【主な施策・事業】

施策・事業	概 要
相談体制の充実	ひとり親家庭の抱える児童の養育問題、就業・住宅等生活上の問題、生活費、教育費等経済上の問題の相談に応じられるよう、相談体制の充実を図ります。
ハローワークと連携した就職支援	ひとり親家庭の保護者が就職に必要な技術を習得することができるよう支援するとともに、各家庭の状況や希望に応じて自立支援プログラムを策定し、ハローワークとも連携しながら就職の支援を行います。
保育利用等に関する支援	ひとり親家庭が、就職活動中を含めて保育の優先利用が可能となるよう入所調整を行うとともに、所得階層に応じて保育料の減免など、保育を利用しやすい環境づくりに努めます。
生活の安定・向上のための給付	ひとり親家庭の自立を促進し、生活の安定を図るため、就労につながる教育訓練の受講や資格の取得を推進するための給付事業を実施します。
ひとり親家庭入学支度金事業	ひとり親家庭の生活支援を図ることを目的に、小・中学校入学時に祝金を支給します。
児童扶養手当	離婚、死亡、遺棄等の理由によって、父と生計を同じくしていない 18 歳以下の児童又は一定の障がい有する歳未満の障がい児を監護する母又は養育者に手当を支給します。

ひとり親家庭医療費助成事業	【特別医療費助成】 母子・父子家庭の18歳以下の児童及びその扶養義務者（当該母子・父子家庭及び同一世帯者（同一生計者を含む）全員の所得税が非課税） 【伯耆町医療費助成】 母子・父子家庭の18歳以下の児童及びその扶養義務者（特別医療費助成非該当で児童扶養手当の所得制限以内）
母子寡婦福祉貸付金事業	母子及び寡婦家庭の経済的自立と児童の福祉増進を図るため、無利子または低利で長期の資金を貸し付けます
特別児童扶養手当	20歳未満の障がいをもつ児童を監護する父又は母、若しくは父母に代わってその児童を養育している者に手当を支給します。
母子父子自立支援員との連携強化	母子家庭の母及び寡婦を対象に、自立に必要な各種情報の提供や指導及び職業能力の向上や求職活動に関する支援を行なうため、連携強化を図ります。
就学援助事業（要保護・準要保護）	経済的理由によって小学校又は中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品や給食費を支援することによって、経済的負担を軽減し、義務教育の遂行を支援します。

②特別な支援が必要な子どもへの施策の充実

障がいの有無に関わらず、一人ひとりの子どもが地域の中で健やかに成長できる社会を実現するため、以下の取り組みを実施します。

【主な施策・事業】

施策・事業	概 要
相談体制の充実	子どものことばや運動発達の心配、集団生活を送るうえでの悩みなどについて、子どもの発達のポイント（1歳6ヶ月、3歳、5歳児）ごとの健診時に臨床心理士、保健師による相談を実施するほか、子育て支援センター、教育支援センター、母子保健担当に気軽に相談できる体制の充実を図ります。
早期発見の取り組み	乳幼児健診や学校における健康診断などにより、子どもの健康状態を的確に把握し、障がいの原因となる疾病の早期発見、治療へつなげていきます。
支援体制の充実	特別な支援が必要な子どもたちが、社会の一員として自立し、充実した生活を送れるよう、教育・保育施設における受け入れ体制の拡充を行うとともに、一人ひとりの状況に応じた支援が行われるよう保育所、学校を中心とした関係機関との協力体制を構築します。
保育所受入体制の整備	保育士の配置等により、希望の保育所への入所ができる体制の整備を図るとともに、一人ひとりの状況に応じた支援に努めます。
放課後児童クラブ受入体制の整備	職員の配置等により、希望の施設への入所ができる体制の整備を図るとともに、一人ひとりの状況に応じた支援に努めます。
支援に係る情報提供	支援施策等に関する情報を掲載した冊子を配布し、情報不足による不安の解消を図ります。
放課後児童デイサービス等の充実	日常生活における集団生活への適合訓練など、様々な支援サービスについて、適切に提供できるよう、制度周知の推進や相談支援体制の充実に努めます。
保健、健康診査サービスの充実	妊婦や乳幼児健診等の充実を図り、障がいの原因となる病気や事故の予防、早期発見・早期治療に努めます

特別医療費助成	各種重度の障がい等を持つ児童または中学校卒業までの児童の入院・通院に係る医療費を助成します。
伯耆町医療費助成	各種障がい等を持つ児童の入院・通院に係る医療費を助成します。
就学援助事業(特別支援教育就学奨励金)	特別支援学級に通う児童生徒の保護者に対し、学用品や給食費を支援することによって、経済的負担を軽減し、義務教育の遂行を支援します。
就学支援検討会	小中学校就学について、支援が必要と考えられる子どもに対し、関係機関が連携し、就学に必要な環境を整備することによって就学後の学校不適應などの二次障がいを防止します。

③児童虐待防止対策の充実

児童虐待を防止し、すべての子どもの健全な心身の成長、社会的自立を促していくため、また、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない支援を総合的に行っていくため、以下の取り組みを実施します。

【主な施策・事業】

施策・事業	概 要
児童虐待の意識啓発及び通報先の広報	児童虐待についての認識を高めるよう意識啓発を図るとともに、虐待が疑われたときの通報先などに関する広報・啓発に努めます。
関係機関等との連携	児童相談所などの関係機関・団体との連携を図り、早期発見・早期対応に努めるとともに、必要に応じ、虐待を受けた子どもを保護します。 また、民生委員・児童委員や学校、保育所などとの連携により、児童虐待の恐れのある親子の見守り、支援をします。
相談機能の充実	児童虐待に関する相談については、子育て支援事業による各種相談などにより、保護者に対する適切な助言・指導を行い、虐待発生予防に努めます。
育児不安を抱える家庭への支援	育児に対する不安等の養育上のストレスなどを抱えている保護者への助言・指導を行うとともに、発生予防・早期発見等に努めます。また、保健師などの家庭訪問や育児サークルへの参加を勧めることなどにより、子育て家庭が孤立しないように努めます。
社会的養護体制の充実	虐待を受けた子ども、障がい児等特別な支援が必要な子ども、DV被害の母子等の増加に対応して、質・量ともに充実を図るため、できる限り家庭的な養育環境で行われるよう、社会的養護の体制を構築し、質の高いケアを目指します。
要保護児童対策地域協議会ネットワーク(再掲)	要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用し、児童虐待の防止、早期発見、早期対応に努めます。
民生児童委員・主任児童委員の活動(再掲)	身近な子育ての相談や情報提供、見守りを行います。
養育支援訪問指導事業	乳児全戸訪問、健診等によって把握した保護者の養育を支援するため、特に必要と認められる児童とその保護者等について、保健師などが養育に関する相談、指導、助言を行うなど、適切な養育が行われるよう支援します。

(2) 親子の健やかな成長に資する環境の整備

①安心して妊娠出産及び育児ができる環境の確保

家族の協力のもと「良いお産」の支援や親子の愛着形成の促進、親の育児不安やストレスの軽減など、安心して妊娠出産、育児のできる環境を確保するため、以下の取り組みを実施します。

【主な施策・事業】

施策・事業	概 要
妊婦健康診査の助成	安心して妊娠出産できる環境を確保するため、妊婦の健康診査に係る費用を助成します。
多胎妊婦健康診査費助成	多胎児の妊婦について、母子健康手帳交付時に妊婦健診に加えて5回分の助成券を交付します。
母子健康管理指導事項連絡カードの推進	仕事を持つ妊産婦が医師等から通勤緩和や休憩などの指導を受けた場合、その指導内容が事業主に的確に伝えられるよう、カードの活用を推進します。
子育て相談（再掲）	乳幼児健診時、地域子育て支援センター、役場窓口、教育支援センターにおいて子育て等に関する相談を行います。
子育て情報の発信（再掲）	子育て中の親が必要とする公共施設や相談、各種事業などをとりまとめた冊子を作成し、配布し情報不足による育児不安の解消を図ります。
妊産婦訪問指導事業	母子手帳交付時にアンケート調査を実施し、気になる妊産婦に対して保健師等が訪問指導を行います。
マタニティひろば	安心して妊娠、出産、子育てができるよう、妊婦同士の交流や情報交換などの機会を提供します。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヶ月までの赤ちゃんがいる全家庭を保健師などが訪問し、子育てに関する情報提供等や母子の心身の状況の把握及び助言など、専門的な指導を行います。
孫・ひ孫育て事業	世代による育児観の違いや環境の変化から生じる育児へのギャップを解消し、育児参加を促進するため、祖父母世代を対象に、現在の育児を学ぶ機会の提供に努めます。
出産祝い金事業	出産時の経済的負担を軽減するため、出産祝い金を支給します。
特定不妊治療費助成	治療期間が長く高額となる特定不妊治療に係る費用を助成することにより、安心して妊娠、出産できる環境づくりを進めます。
児童手当	15歳に到達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を養育している方に手当を支給します。
特別医療費助成	・中学校卒業までの児童の入院・通院に係る医療費を助成します。 ・特定疾病患者（20歳未満のぜんそく等の疾患の方）の医療費を助成します。
未熟児養育医療助成事業	出生体重2,000g未満で、入院治療が必要な児に対して、医療費を助成します。
乳児家庭保育支援事業	家庭で0歳児を保育する保護者に対して給付金を支給することによって、生活の安定と乳児期の親子の愛着形成を支援します。

②母親と子どもの健康の確保

妊娠、出産、新生児期、乳幼児期、思春期までを通じて、母親の健康と子どもの健全な成長を確保するため、以下の取り組みを実施します。

【主な施策・事業】

施策・事業	概 要
妊婦健康診査	安心して妊娠、出産できる環境を確保するため、妊婦の健康診査を実施します。
子育て教室	0歳～就学前の乳幼児とその保護者を対象に、乳幼児の健康や、育児、食生活に関する講演・実技指導を実施します。
子育て相談（再掲）	乳幼児健診時、地域子育て支援センター、役場窓口、教育支援センターにおいて子育て等に関する相談を行います。
育児サークルの支援（再掲）	地域の子どもや保護者の交流促進を図るため、育児サークルの活動を支援します。
乳幼児健康診査	・4ヶ月、7ヶ月、10ヶ月、13ヶ月の乳幼児に対して内科診察、歯科指導、保健指導、栄養指導を実施します。 ・1歳6ヶ月・3歳・5歳児を対象に内科診察、歯科診察、歯科指導、栄養指導、保健指導、発達相談を実施します
保育所フッ素洗口事業	保育所において、フッ素洗口を実施します。
歯科保健事業	歯科診察、歯科指導、歯科相談などを実施します。 ・むし歯予防教室・・・年4回 ・6歳臼歯むし歯予防教室・・・年3回 ・保育所歯みがき教室・・・年5回
予防接種	定期予防接種を指定医療機関で実施します。 ・任意予防接種の一部について費用助成を行います。
離乳食講習会	離乳食期の子どもを持つ保護者を対象に、年4回離乳食講習会を開催します。
ブックスタート事業（再掲）	赤ちゃんの心と言葉を育むため、全ての親に対し絵本を介して優しいひと時を持つことを応援します。
ブックセカンド事業（再掲）	ブックスタートのフォローアップとして、心と身体が成長し、興味・関心が広がってきた3歳児を対象に、絵本に出会う機会づくりと家庭での読書に結びつくよう支援します。
妊産婦訪問指導事業（再掲）	母子手帳交付時にアンケート調査を実施し、気になる妊産婦に対して保健師等が訪問指導を行います。
乳児家庭全戸訪問事業（再掲）	生後4ヶ月までの赤ちゃんがいる全家庭を保健師などが訪問し、子育てに関する情報提供や母子の心身の状況の把握及び助言など、専門的な指導を行います。
養育支援訪問指導事業（再掲）	乳児全戸訪問、健診等によって把握した保護者の養育を支援するため、特に必要と認められる児童とその保護者等について、保健師などが養育に関する相談、指導、助言を行うなど、適切な養育が行われるよう支援します。
ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	子育て家庭の仕事と家庭の両立を支援するため、子育ての支援を受けたい人と、支援を行いたい人をコーディネートする体制の整備を検討します。
一時保育事業（再掲）	保護者の断続的な就労、冠婚葬祭、病気やケガ、リフレッシュ等の理由によって家庭で児童の保育ができない場合に、児童を保育所において一時的に預かります。

③食育の推進

子どもの健やかな心と体の発達に欠かせない食育について、連続した支援を行っていくため、保育所・学校や各種団体等と連携しながら以下の取り組みを実施します。

【主な施策・事業】

施策・事業	概 要
栄養相談・栄養指導	乳幼児の健康診査時にあわせて、栄養相談、栄養指導を実施します。
離乳食講習会（再掲）	離乳食期の子どもを持つ保護者を対象に、年4回離乳食講習会を開催します。
子育て教室（再掲）	0歳～就学前の乳幼児とその保護者を対象に、乳幼児の健康や、育児、食生活に関する講演・実技指導を実施します。
保育所・学校との連携による食育の推進	児童の連続的な発達を支援するため、旬の食材・行事食・地元産野菜の利用を進めるとともに、栄養士等の訪問指導を実施します。また、小学校への接続が円滑に行われるように関係機関との連携を図ります。
地産・地消の推進	地元農産物を学校給食に供給することにより、地産地消を推進します。
食育に関する情報の提供・啓発	食に関する知識と理解を深めるため、食育だよりの充実など、積極的な情報提供に努めます。

④思春期保健対策の充実

学童期・思春期における心の問題や薬物等への教育について、関係機関と連携しながら以下の取り組みを実施します。

【主な施策・事業】

施策・事業	概 要
学校における教育相談の充実	青少年や保護者の教育上の悩みや、課題を取り除くため、スクールカウンセラーの活用を図りながら、相談体制の充実に努めるとともに、スクールソーシャルワーカーによる児童、保護者への働きかけや関係機関等とのネットワークを活用して、問題解決に向けた支援をします。
性、性感染症予防に関する啓発	性や性感染症に対する正しい知識の普及、学習機会や相談の充実に努めます。
喫煙・飲酒・薬物等に関する啓発	喫煙・飲酒・薬物等について、関係機関との連携を図り、児童、保護者への教育、啓発を行います。
情報モラル教育の推進（再掲）	情報社会における的確な判断力を養うことができるよう、学校等において、携帯電話やインターネットの安全な使い方などについての情報モラル教育の推進に努めます。

（3）親として成長していく過程を支援する取り組み

①親育ちの支援

子育ての第一義的な責任が家庭にあることを踏まえ、親の役割や家庭教育の重要性を伝えていくとともに、親自身が育児力をつけて子どもに向き合えるよう、以下

の取り組みを実施します。

【主な施策・事業】

施策・事業	概 要
男女共同参画社会づくり	男女がともに家事や育児等の家庭責任を担うことの重要性を浸透・定着させるために、積極的な情報提供・啓発を進め、男女共同参画意識の普及に努めます。
妊産婦訪問指導事業（再掲）	母子手帳交付時にアンケート調査を実施し、気になる妊産婦に対して保健師等が訪問指導を行います。
乳児家庭全戸訪問事業（再掲）	生後4ヶ月までの赤ちゃんがいる全家庭を保健師などが訪問し、子育てに関する情報提供や母子の心身の状況の把握及び助言など、専門的な指導を行います。
育児サークルの支援（再掲）	地域の子どもや保護者の交流促進を図るため、育児サークルの活動を支援します。
子育て教室（再掲）	0歳～就学前の乳幼児とその保護者を対象に、乳幼児の健康や、育児、食生活に関する講演・実技指導を実施します。
子育て相談（再掲）	乳幼児健診時、地域子育て支援センター、役場窓口、教育支援センターにおいて子育て等に関する相談を行います。
育児不安を抱える家庭への支援（再掲）	育児に対する不安等の養育上のストレスなどを抱えている保護者への助言・指導を行うとともに、発生予防・早期発見等に努めます。また、保健師などの家庭訪問や育児サークルへの参加を勧めることなどにより、子育て家庭が孤立しないように努めます。
家庭教育支援チームによる相談、支援（再掲）	子育て家庭が悩みを抱えて孤立してしまうことのないよう、子育てや家庭教育に関する相談に乗ったり、基本的な生活習慣の育成などに関する学習機会や地域情報の情報提供などを行います。必要に応じて学校や地域、教育委員会や福祉関係機関と連携しながら、子育てや家庭教育をサポートします。
学校における教育相談の充実（再掲）	青少年や保護者の教育上の悩みや、課題を取り除くため、スクールカウンセラーの活用を図りながら、相談体制の充実に努めるとともに、スクールソーシャルワーカーによる児童、保護者への働きかけや関係機関等とのネットワークを活用して、問題解決に向けた支援をします。

②次世代の親の育成

子どもは次世代の親であり、子どもの健やかな成長は次の世代を育成する礎となることを踏まえ、子どもを生み育て、健全で豊かな人間性を育む環境を確保するため、また、小学生、中学生の時期から、子どもを生み育てることの意義、子育ての喜びや楽しさを知る機会を確保するため、以下の取り組みを実施します。

【主な施策・事業】

施策・事業	概 要
乳幼児とのふれあい体験	乳幼児とのふれあいを通して、乳幼児に対する愛着、子どもを生み育てる意義、子育ての喜びや楽しさを学ぶ機会を提供します。

多様な体験活動の充実（再掲）	異年齢の交流、自然体験などを通じて、心豊かな人間性とたくましく生きる力を育てるため、地域の人たちとの交流機会の充実を図ります。
男女共同参画社会づくり（再掲）	男女がともに家事や育児等の家庭責任を担うことの重要性を浸透・定着させるために、積極的な情報提供・啓発を進め、男女共同参画意識の普及に努めます。
家庭教育支援チームによる相談、支援（再掲）	子育て家庭が悩みを抱えて孤立してしまうことのないよう、子育てや家庭教育に関する相談に乗ったり、基本的生活習慣の育成などに関する学習機会や地域情報の情報提供などを行います。必要に応じて学校や地域、教育委員会や福祉関係機関と連携しながら、子育てや家庭教育をサポートします。

（基本目標 4）仕事と子育ての両立支援の充実

労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう、事業主の理解と協力のもと、法律や国の両立支援制度、県の取り組みを踏まえ、働きながら子育てしやすい環境づくりを進めます。

（1）働きながら子育てしやすい環境の整備

①仕事と子育ての両立のための環境づくり

「子育てしやすい職場づくり」への事業主や職場の一人ひとりの理解の促進とともに、各家庭における男女共同参画社会への理解を深めていくため、以下の取り組みを実施します。

【主な施策・事業】

施策・事業	概 要
保護者への情報提供・啓発	妊娠届出時や出生届出時などの機会をとらえて情報提供を行うほか、町のホームページを通じて、誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた啓発や情報提供に努めます。併せて、子育て中を含めた男女双方の働き方の見直しや男性の育児参加の意識醸成に向けた啓発を行っていきます。
企業・事業者への情報提供・啓発	職場で育児休暇等を取得するためには、職場の理解が必要不可欠です。仕事と子育ての両立支援を進めていくためには、企業・事業者の役割は大変重要です。仕事と生活の調和のとれた働きやすい職場環境を醸成するため、県や労働団体等とも連携して制度等の情報提供や啓発を行っていきます。
男女共同参画社会づくりの推進（再掲）	男女がともに家事や育児等の家庭責任を担うことの重要性を浸透・定着させるために、積極的な情報提供・啓発を進め、男女共同参画意識の普及に努めます。

②仕事と子育ての両立のための基盤整備

保育所や地域子育て支援センター等の充実を図ることによって、保護者の多様な働き方に対応した子育て支援の基盤を整備するため、以下の取り組みを実施します。

【主な施策・事業】

施策・事業	概 要
通常保育事業（再掲）	保育に欠ける乳幼児を対象に、保育所等における保育を実施します。
乳児保育事業（再掲）	0歳児（生後3ヶ月以降）の保育を実施することによって、保護者の就労の支援、児童の健全育成を図ります。
延長保育事業（再掲）	通常保育時間を超えて延長して保育を実施します。（国基準の11時間開所後の延長保育）
一時保育事業（再掲）	保護者の断続的な就労、冠婚葬祭、病気やケガ、リフレッシュ等の理由によって家庭で児童の保育ができない場合に、児童を保育所において一時的に預かります。
休日保育事業（再掲）	多様化する保育需要に対応するため、保育に欠ける乳幼児の休日の保育を実施します。
病児・病後児保育事業（再掲）	集団保育が困難な病気の回復期にある児童を、一時的に預かることによって、保護者の就労支援と児童の健全育成を図ります。
放課後児童クラブ（再掲）	保護者が就労等により、昼間家にいない家庭の小学生の健全育成を図るため、平日の学校終了後、土曜日、長期休業中（春、夏、冬）の児童の居場所を確保します。
利用者支援事業（再掲）	子どもやその保護者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、子育て支援情報の提供、相談・助言等を行うとともに、関係機関と連絡調整を行います。
地域子育て支援センター（再掲）	総合的な子育て支援の拠点施設で、子育てに関する情報提供、相談、指導、交流事業、子育てサークルの育成などの事業を実施します。また、保護者からの子育て相談等に適切に対応できるよう、職員の資質向上を図るとともに、子どもの健全な育成と子育て家庭の支援を行うため、関係する機関等と連携を図ります。
子育て短期支援事業（ショートステイ）（再掲）	保護者が病気などによって児童を家庭で養育できない場合などに、児童養護施設等において短期間子どもを保護します。
ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	子育て家庭の仕事と家庭の両立を支援するため、子育ての支援を受けたい人と、支援を行いたい人をコーディネートする体制の整備を検討します。

(2) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産後休業後、育児休業後に希望に応じて、円滑に保育所、認定こども園等を利用できるよう、計画的に教育・保育施設等の基盤整備を進めます。

なお、これらの取組にあたっては、0歳児の保護者が保育所等への入所時期を考慮して育休取得をためらったり、取得中の育休を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育休満了時（原則1歳到達時）からの利用を希望する保護者が、希望時期から質の高い保育を利用できるよう配慮に努めます。

①保護者に対する情報提供・相談支援体制の充実

【主な施策・事業】

施策・事業	概 要
利用者支援事業（再掲）	子どもやその保護者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、子育て支援情報の提供、相談・助言等を行うとともに、関係機関と連絡調整を行います。
地域子育て支援センター（再掲）	総合的な子育て支援の拠点施設で、子育てに関する情報提供、相談、指導、交流事業、子育てサークルの育成などの事業を実施します。また、保護者からの子育て相談等に適切に対応できるよう、職員の資質向上を図るとともに、子どもの健全な育成と子育て家庭の支援を行うため、関係する機関等と連携を図ります。
妊娠届出時や乳児家庭全戸訪問時における情報提供・相談支援	妊娠届出時に子育てに関する情報の提供とともに、出産後における乳児家庭全戸訪問の機会などを通じて、教育・保育の利用に関する情報提供や保護者の相談に応じます。
ホームページによる情報提供	町のホームページを通じて、妊婦や子育て家庭がいつでもどこでも必要な情報を取得できるよう情報発信に努めます。

②育児休業後に円滑に特定教育・保育施設が利用できる環境の整備

【主な施策・事業】

施策・事業	概 要
保育の受け入れ体制の確保	育児休業終了時（原則満1歳）から、確実に教育・保育を利用できる環境を整えるために、保育所等の受け入れ体制の確保に努めます。
乳児保育事業（再掲）	0歳児（生後3ヶ月以降）の保育を実施することによって、保護者の就労の支援、児童の健全育成を図ります。
一時保育事業（再掲）	保護者の断続的な就労、冠婚葬祭、病気やケガ、リフレッシュ等の理由によって家庭で児童の保育ができない場合に、児童を保育所において一時的に預かります。
地域子育て支援センター（再掲）	総合的な子育て支援の拠点施設で、子育てに関する情報提供、相談、指導、交流事業、子育てサークルの育成などの事業を実施します。また、保護者からの子育て相談等に適切に対応できるよう、職員の資質向上を図るとともに、子どもの健全な育成と子育て家庭の支援を行うため、関係する機関等と連携を図ります。
ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	子育て家庭の仕事と家庭の両立を支援するため、子育ての支援を受けたい人と、支援を行いたい人をコーディネートする体制の整備を検討します。

2. 教育・保育の提供区域

子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項により、市町村は地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を設定することが義務付けられています。

(1) 提供区域の設定の考え方

本町における教育・保育の提供区域は、以下の4つの項目を踏まえ、(2)に掲げるとおり区域を設定し、量の見込みを定めます。

- ①町民にとってわかりやすい区域であること
- ②利用者が選択できるメリットを阻害しないこと
- ③量の調整に容易に対応できること
- ④情報提供・相談支援等の実施体制と整合性を持つこと

(2) 提供区域

子ども子育て支援法に規定する事業		区 域
教育・保育	1号認定（3-5歳 幼児期の学校教育のみ）	町全域
	2号認定（3-5歳 保育の必要性あり）	町全域
	3号認定（0歳、1-2歳の年齢区分ごと 保育の必要性あり）	町全域
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援事業	町全域
	② 延長保育事業	町全域
	③ 放課後児童クラブ	岸本・八郷・溝口小学校区
	④ 子育て短期支援事業	町全域
	⑤ 乳児家庭全戸訪問事業	町全域
	⑥ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	町全域
	⑦ 地域子育て支援拠点事業	町全域
	⑧ 一時預かり事業	町全域
	⑨ 病児・病後児保育事業	町全域
	⑩ ファミリー・サポート・センター事業	町全域
	⑪ 妊婦健診事業	町全域
	⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	町全域
	⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	町全域

3.教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

各年度における提供区域ごとの教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容として定める区分については、以下のとおりです。

認定区分	対象児童	提供施設
1号認定	3～5歳（幼児期の学校教育のみ）	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳（保育の必要性あり）	保育所、認定こども園
3号認定	0歳（保育の必要性あり）	保育所、認定こども園、地域型保育事業
	1～2歳（保育の必要性あり）	

（1）就学前児童の推計人口

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
0歳	60	54	69	66	64	62	59	57
1歳	81	67	64	75	71	69	65	62
2歳	82	83	71	65	77	72	70	66
3歳	79	87	87	74	67	80	75	72
4歳	86	81	90	89	76	69	82	76
5歳	83	87	84	92	91	77	70	83
合計	471	459	465	461	446	429	421	416

※H27～H31の人口は、過去10年の出生数の推移、人口動態を基に推計

※H24～H26の人口は、各年4月1日現在の住民基本台帳登録人口

（2）量の見込み

		H27	H28	H29	H30	H31
1号認定 (3～5歳)	推計人口	255	234	226	227	231
	量の見込み	25	23	22	22	23
2号認定 (3～5歳)	推計人口	255	234	226	227	231
	量の見込み	215	198	191	192	195
3号認定 (0歳)	推計人口	66	64	62	59	57
	量の見込み	31	29	28	26	25
3号認定 (1、2歳)	推計人口	140	148	141	135	128
	量の見込み	121	128	122	116	110

※量の見込みの算出に当たっては、ニーズ調査の結果について国が示す算出の手引きに従って算出

(3) 提供体制の確保の内容及び実施時期

設定した量の見込みに対する、教育・保育施設及び地域型保育事業による提供体制の確保の内容及びその実施時期を以下のとおり設定します。

● 1号認定（3～5 歳児 幼児期の学校教育のみ）（実人員）

		H27	H28	H29	H30	H31
①量見込み（必要利用定員総数）		25	23	22	22	23
② 確保 の 内 容	認 定 こ ど も 園	—	—	10 (2 箇所)	10 (2 箇所)	10 (2 箇所)
	幼 稚 園	— (町外 25)	— (町外 23)	— (町外 12)	— (町外 12)	— (町外 13)
② - ①		0	0	0	0	0

【確保の内容の考え方】

幼稚園については、当面、町外の幼稚園の利用を前提とします。今後はニーズを把握しながら、H29 年度を目途に公立保育所の一部を幼保連携型認定こども園へ移行することとします。

● 2号認定（3～5 歳児 保育の必要性あり）（実人員）

		H27	H28	H29	H30	H31
①量見込み（必要利用定員総数）		215	198	191	192	195
② 確保 の 内 容	認 定 こ ど も 園	—	—	191 (5 箇所)	192 (5 箇所)	195 (5 箇所)
	保 育 所	215 (5 箇所)	198 (5 箇所)			
② - ①		0	0	0	0	0

【確保の内容の考え方】

保育所等（5箇所）において、保育ニーズに対応することとします。

● 3号認定（0歳児 保育の必要性あり）

（実人員）

		H27	H28	H29	H30	H31
①量見込み（必要利用定員総数）		31	29	28	26	25
② 確保 の 内 容	認 定 こ ど も 園	—	—	—	—	—
	保 育 所	31 (2 箇所)	29 (2 箇所)	28 (2 箇所)	26 (2 箇所)	25 (2 箇所)
	地 域 型 保 育 事 業	—	—	—	—	—
② - ①		0	0	0	0	0

【確保の内容の考え方】

保育所（2箇所）において、保育ニーズに対応することとします。

● 3号認定（1～2歳児 保育の必要性あり）

（実人員）

		H27	H28	H29	H30	H31
①量見込み（必要利用定員総数）		121	128	122	116	110
② 確保 の 内 容	認 定 こ ど も 園	—	—	122 (5 箇所)	116 (5 箇所)	110 (5 箇所)
	保 育 所	121 (5 箇所)	128 (5 箇所)			
	地 域 型 保 育 事 業	—	—	—	—	—
② - ①		0	0	0	0	0

【確保の内容の考え方】

保育所等（5箇所）において、保育ニーズに対応することとします。

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期

各年度における提供区域ごとの地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする提供体制の確保の内容及びその実施時期を以下のとおり設定します。

(1) 利用者支援事業

(箇所)

	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

「利用者支援事業」は、子ども又はその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等の支援を行うものです。

【確保の内容の考え方】

平成27年度から委託によって1箇所で事業を実施することとし、各家庭のニーズに応じた教育・保育の紹介やあっせん、情報提供などによって、円滑な事業の利用につなげていきます。

また、児童福祉担当課、地域子育て支援センターにおいても、引き続き子育て支援に関する総合的な相談、情報提供等を行っていくとともに、教育支援センター「えがお」等の関係する機関との連携を図っていきます。

(2) 延長保育事業

(実人員)

	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	126	122	117	116	115
②確保の内容	126 (3箇所)	122 (3箇所)	117 (3箇所)	116 (3箇所)	115 (3箇所)
②－①	0	0	0	0	0

【確保の内容の考え方】

現在、事業を実施している保育所等(3箇所)において事業を継続していくこととし、保護者の就労状況や利用ニーズ等を把握しながら、児童の受け入れ体制の確保に努めます。

(3) 放課後児童クラブ

①岸本小学校区

【低学年】

(実人員)

	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	59	59	60	63	54
②確保の内容	59	59	60	63	54
②-①	0	0	0	0	0

【高学年】

(実人員)

	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	12	12	14	15	15
②確保の内容	6	6	5	2	11
②-①	△6	△6	△9	△13	△4

②八郷小学校区

【低学年】

(実人員)

	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	27	25	29	26	27
②確保の内容	25	25	25	25	25
②-①	△2	0	△4	△1	△2

【高学年】

(実人員)

	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	12	12	11	10	11
②確保の内容	0	0	0	0	0
②-①	△12	△12	△11	△10	△11

③溝口小学校区

【低学年】

(実人員)

	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	47	49	47	43	40
②確保の内容	40	40	40	40	40
②-①	△7	△9	△4	△3	0

【高学年】

(実人員)

	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	8	10	8	8	8
②確保の内容	0	0	0	0	0
②-①	△8	△10	△8	△8	△8

【確保の内容の考え方】

引き続き 3 箇所（岸本・八郷、溝口小学校区）で事業を実施し、ニーズに対応できるよう体制整備を進めます。

併せて、夏休み、冬休みの利用ニーズや常時利用する必要のない児童の利用ニーズを把握しながら、放課後子ども教室や図書館などの公共施設との連携を含めて検討していくこととします。

児童福祉法の改正により、利用対象児童の年齢要件を無くすことが求められていますが、特に高学年児童に対しては、成長過程における適切な放課後の過ごし方について検討していくこととします。

（４）子育て短期支援（ショートステイ）事業（年間延べ利用者数）

	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	4	4	4	4	4
② 確 保 の 内 容	4 (1 施設)	4 (1 施設)	4 (1 施設)	4 (1 施設)	4 (1 施設)
②－①	0	0	0	0	0

【確保の内容の考え方】

委託による事業（1 施設）を継続することとし、実施体制の維持に努めます。

（５）乳児家庭全戸訪問事業（実人員）

	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	66	64	62	59	57
②確保の内容	66	64	62	59	57
②－①	0	0	0	0	0

【確保の内容の考え方】

対象児童のいる家庭の確実な把握と全戸訪問を実施し、不安や悩み相談、子育て情報の提供など適切なサービス提供につなげるための体制整備に努めます。

（６）養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に要する事業（実人員）

	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	4	5	5	6	6
②確保の内容	4	5	5	6	6
②－①	0	0	0	0	0

【確保の内容の考え方】

支援が必要な家庭の的確な把握と訪問を実施する体制の整備に努め、関係機関と

連携した支援体制の構築に努めます。

(7) 地域子育て支援拠点事業

(年間延べ利用人員、施設数)

	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	1,648	1,696	1,624	1,552	1,480
②確保の内容	1,648 (1箇所)	1,696 (1箇所)	1,624 (1箇所)	1,552 (1箇所)	1,480 (1箇所)
②-①	0	0	0	0	0

【確保の内容の考え方】

現在の実施体制（拠点施設、出張子育て支援センターの定期開催など）の維持に努めるとともに、子育て家庭や子育てサークル等の支援など地域における子育て支援の拠点としての体制整備に努めます。

また、子育て等に関する相談への適切な助言、支援ができるよう、利用者支援事業窓口、教育支援センター「えがお」等と連携を図って行きます。

(8) 一時預かり事業

●一時預かり（幼稚園在園児を対象とした一時預かり「預かり保育」）

(年間延べ利用人員)

	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	13	12	11	11	12
②確保の内容	— (町外 13)	— (町外 12)	— (町外 11)	— (町外 11)	— (町外 12)
②-①	0	0	0	0	0

【確保の内容の考え方】

幼稚園在園児（1号認定）を対象とした一時預かりについては、町外の幼稚園での利用を前提とします。

●一時預かり（保育所）

(年間延べ利用人員)

	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	75	73	70	69	67
②確保の内容	75 (2箇所)	73 (2箇所)	70 (2箇所)	69 (2箇所)	67 (2箇所)
②-①	0	0	0	0	0

【確保の内容の考え方】

保育所（2箇所）での実施を継続することとし、身近な地域でのサービスの提供

が受けられるよう利用ニーズに対応する実施体制の確保に努めます。

(9) 病児・病後児保育事業

(年間延べ利用人員)

	H27	H28	H29	H30	H31
① 量の見込み	134	130	125	123	121
② 確保の内容	134 (1箇所)	130 (1箇所)	125 (1箇所)	123 (1箇所)	121 (1箇所)
②-①	0	0	0	0	0

【確保の内容の考え方】

現在と同様の事業実施体制（委託実施 1 施設）の維持に努めるとともに、利用ニーズを把握しながら、類似の機能を持つ事業による対応の可能性を含め、町内での事業実施等について検討していくこととします。

(10) ファミリー・サポート・センター事業

(年間延べ利用人員)

	H27	H28	H29	H30	H31
① 量の見込み	—	—	—	—	—
② 確保の内容	—	—	—	—	—
②-①	—	—	—	—	—

【確保の内容の考え方】

利用ニーズを把握しながら、類似の機能を持つ事業による対応も含めて、実施について検討していくこととします。

(11) 妊婦健診事業

(実人員)

	H27	H28	H29	H30	H31
① 量の見込み	95	92	90	85	82
② 確保の内容	95 (14回/人)	92 (14回/人)	90 (14回/人)	85 (14回/人)	82 (14回/人)
②-①	0	0	0	0	0

※多胎妊婦の場合は、別に 5 回

【確保の内容の考え方】

母子手帳交付時の説明、指導を的確に行うなど受診勧奨に努めるとともに、提供体制を整備します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の助成を行う事業です。

【確保の内容の考え方】

○状況を見ながら必要に応じて検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新たに事業に参入しようとする施設や事業者が安定的かつ継続的に事業を運営し、ニーズに即した保育等を円滑に実施できるよう、実地支援、相談・助言、連携施設のあっせん等を行う事業です。

【確保の内容の考え方】

○事業の需給の状況を把握しながら必要に応じて検討していきます。

5. 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(1) 認定こども園の普及に関する考え方

すべての子どもの健やかな育ちと、すべての子育て家庭を支えることは、将来の担い手育成につながり、地域社会で取り組むべき最重要課題の一つといえます。

特に、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもので、かつ乳幼児期の発達は連続性を有するものであることから、子どもの健やかな育ちのためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供することが必要です。

子ども・子育て支援新制度では、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供するため、認定こども園を普及していくこととしており、認可手続きの簡素化等によって、新設や保育所・幼稚園からの移行が促進される仕組みとしています。

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等にかかわらず利用が可能で、子育て相談など地域のすべての子育て家庭を支援する機能を併せ持つなど、利用する児童と保護者にとってメリットがあります。

現在、本町には、認定こども園はありませんが、新制度の趣旨、ニーズ調査における3～5歳の幼稚園、認定こども園の利用ニーズを踏まえ、本町のすべての未就学児の健やかな育ちを支援していくため、H29年度を目途に教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、公立保育所の一部を幼保連携型認定こども園に移行していくこととします。

(2) 教育・保育の役割提供の必要性

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくため、国や県との連携や協力はもちろんのこと、住民をはじめ地域や関係団体、事業者等の社会全体が子どもの立場に立って、それぞれ役割を担い、協働し、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されるように努めます。

<保護者・家庭の役割>

家庭は、子どもの人格形成や基本的な生活習慣を養う基本的な場であるとともに、保護者は子育てについて第一義的な責任を負っています。

保護者は、子どもを養育する主体者であるという自覚を持ち、地域の中で助け合いながら、家庭としての責任を果たすよう努めるものとします。

<教育・保育施設等の役割>

学校、保育所等は、子どもの学びや育ちの場として重要な役割を担っています。その専門的知識や技術を活用し、地域における学びや保育、子育て支援の拠点としての役割を果たすよう努めるものとします。

＜企業等の役割＞

ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、企業等の役割は重要です。

企業等は、労働者が仕事と子育てを両立させつつ、その能力や経験を生かすことができる職場環境の整備に努めるものとします。

＜地域社会の役割＞

地域や地域の団体等は、子どもは未来の社会を創り、担う存在と認識し、子育てを地域全体で支えていく必要があります。個人や団体等が持つ特性や専門性を発揮して、子育て家庭を見守り、支援する役割を果たすよう努めるものとします。

＜町の役割＞

町は、国や県と連携して、すべての子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備と子育て家庭の個々のニーズに応じた適切な支援を行うために、各事業を計画的に実施します。

また、家庭、学校、企業、地域社会等がそれぞれの役割を十分に果たせるよう、情報提供や相談支援などを行っていくよう努めるものとします。

（３）家庭教育の支援及び保育所・小学校等との連携による教育・保育の質の向上

家庭教育の支援を行うにあたっては、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識のもと、保護者が自信と喜びを感じ、ゆとりを持って子育てができる環境の整備や保護者に家庭での教育の重要性を伝えていくことが必要です。このため、子育て中の保護者が悩みや不安を抱え、誰にも相談できず孤立することのないよう、利用者支援事業や家庭教育支援チーム、地域子育て支援センター、教育支援センター「えがお」と連携して、地域全体で家庭教育を支えていく体制の充実に努めます。

保育所と小学校等においては、児童の実態や教育内容についての相互理解を深めるため、保・小の交流学习や保育士と教員の合同研修などを実施して行きます。

また、一人ひとりの心身の健康と発達について情報を共有するなど、よりよい連携体制、相談体制を構築し、教育・保育施設から小学校へのスムーズな移行ができる環境づくりに努めるとともに、個々の幼児・児童の状況に対応した人材の確保など、支援のあり方を検討して行きます。

6. 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の推進方策(放課後子ども総合プラン)

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる環境を整えることを目的としています。具体的には、以下の行動計画に基づき、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備を進めていきます。

※「小1の壁」とは、保育所では延長保育を利用して遅くまで預かってもらえますが、小学生を対象とした公的な学童保育では預かり時間が短くなってしまい、子どもの小学校入学を機に働き方の見直しを迫られる問題のことをいいます。

(1) 放課後児童クラブの目標事業量

目標事業量の詳細は、第4章4. 地域子ども子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期(P51)に記載

【目標事業量】

	H27	H28	H29	H30	H31
実施箇所数	3	3	3	3	3
合計(人)	130	130	130	130	130
低学年(人)	124	124	125	128	119
高学年(人)	6	6	5	2	11

(2) 放課後子ども教室の整備計画

岸本小学校区、溝口小学校区に放課後子ども教室を整備します。

活動プログラムは、スポーツ、文化・体験活動、地域住民との交流活動など、子どもたちが社会の中で、心豊かで健やかに育まれるよう、プログラムの充実を図っていきます。

【目標事業量】

	H27	H28	H29	H30	H31
箇所数	2	2	2	2	2

(3) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量

「一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室」とは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校敷地内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるものをいいます。

「連携型」とは、放課後児童クラブと放課後子ども教室が可能な範囲で連携し、放課後児童クラブを利用する児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるようにするものをいいます。

全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるよう、一体型を基本に整備を進めて行くこととします。なお、一体型として整備することが困難な場合であっても、放課後児童クラブを利用する児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるよう連携型として整備していくこととします。

【目標事業量】

(箇所数)

	H27	H28	H29	H30	H31
放課後子ども教室	2	2	2	2	2
一 体 型	1	1	1	1	1
連 携 型	1	1	1	1	1

(4) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

放課後児童クラブの利用児童であっても、放課後子ども教室のプログラムに参加できるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を図っていきます。

(5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

児童の安心安全な活動拠点を確保するため、学校図書館、体育館をはじめ、公民館等の公共施設の積極的な活用を検討していきます。

(6) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会部局と福祉部局の具体的な連携に関する方策

放課後児童クラブの指導員と放課後子ども教室のコーディネーターの合同研修、福祉部局、教育委員会部局、小学校、放課後児童クラブ指導員、放課後子ども教室コーディネーター等による定期的な情報交換等の実施により、日常的な連携体制を構築し、両事業の効果的な実施に努めます。

(7) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取り組み

保護者のニーズを把握しながら、必要に応じて検討します。

第5章 計画の推進に向けて

1. 推進体制

本計画の推進にあたっては、基本理念である「子どもと親と地域が共に育ち合うまち伯耆町」の実現を目指して、町民、地域、行政などが子育て支援の重要性を共有し、それぞれが連携を図りながら子育て支援に関する取り組みを行うことにより、子どもの育ちと子育てを社会全体で支援していきます。

2. 計画の進行管理

本計画の取り組み状況については、伯耆町子ども・子育て会議において定期的に確認、評価を行うとともに、事業の進捗状況等を町のホームページなどで公表します。

なお、計画期間中においても、社会情勢や子育て家庭のニーズの変化などによって、計画に定める量の見込みが、大きく変動することが見込まれる場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

PDCA サイクルのイメージ

